

的外

みのる法律事務所
令和7年1月第417号



みのる法律事務所
弁護士 千田 寛
〒021-0853
岩手県一関市字相去57番地5
TEL:0191-23-8960
FAX:0191-23-8950

いなべん だべんく
田舎弁護士の駄弁句

179



エーアイ

A I と ことわざ比べ 苦笑い

にがわら

幸せならば どちらでもよし



令和7(2025)年1月1日
あおぞらうきよのすて
青空浮世乃捨

「AI」とは、「人工知能」と日本語では言われています。「人の手によって作りだされた知識を正しくはたらかせたりする頭に代わる機械」ということになるのでしょうか。頭の活動は人間がするものとばかり思っていました、それを機械がするという事です。「ビックリしたなあ、もう」という一言です。そういう時代が来たのでしょうか。

そのAIの進展は21世紀の人類の脅威だそうです。知能が進展することがなぜ人類の脅威になるのでしょうか。それは進んだ頭の活動が悪いことに使われる心配があるからではないでしょうか。核エネルギーが核兵器にされてしまったようにならないだろうかという心配だということではないでしょうか。そうなったら人間の力でコントロールできるのかという心配だと思います。

ことわざは、長い間多くの人間が経験によって作り出した生き方の手本(ハカリ)です。人間が経験によって作りだした正しい知恵です。AIはことわざを超えてしまうのでしょうか。ついつい比べたりしています。将棋や囲碁の世界ではAIの方が強いということも言われているようです。もしそうだとすればいずれAIの方がふつうの人の知能を超えることは目に見えています。

AIの方がことわざを超えることもありそうです。それはどうでもいいのです。AIの知能もことわざの知能も人間を幸せにするためにだけ使ってほしいのです。人類の脅威にはなってほしくないのです。そのため、人間は最大の知恵を出さなければならぬのです。

いなべん だべんく
田舎弁護士の駄弁句 180

生き方の ^{もと}ハカリ求めて 苦悩する

幸せにできるか それだけでよし

令和7(2025)年1月1日
あおぞらうきよのすて
青空浮世乃捨

『人生は、いまの一瞬を、まわりの人といっしょに、楽しみ尽くすのみです』という『田舎弁護士の哲学』を確立してからは、『人間は、どのような生き方のハカリを持たなければならないか』という問題を考え続けてきました。

辿り着いた結論は、『人を幸せにするためにはどうしたらよいか』という『究極の生き方のハカリ』を持ち、そのハカリを使い、そのハカリではかって、そのハカリに^{かな}適っているかどうかによって、やるべきかやめるべきかを決めればよいという極めて分かりやすいものでした。

難しい理屈もことばも不要です。『自分が幸せになり、他人を幸せにするためにはどうしたらよいか』を考えればいいのです。言い方を変えれば『自分が不幸にならず、他人を不幸にしないためにはどうしたらよいか』を考えればいいのです。

「幸福」とは「いまのまままでいたい」という状態であり、「不幸」とは「いまの状態を抜け出したい」という状態ですから、戦争のない平和な世界と紛争のない^{おだ}穏やかで^{なご}和やかな生活はどうしたら続けられるかを考えればいいということになります。

そんな思いで駄弁本を書き続けています。只今現在は『生き方のハカリ(上)－その意義－』と『生き方のハカリ(下)－その実践－』を書いています。

どんな駄弁本となるかはできてみないと分かりませんが、年寄りの思い上がりというか、うぬぼれが多く出てくるような気がします。80歳を超えたらものが見えてきた感じがするのです。

日本では自民党の党首である石破さんと、立憲民主党の党首である野田さんとの決選投票においてどのようなハカリではかって石破さんを選出したのでしょうか。米国では、トランプさんとハリスさんとをどのようなハカリではかってトランプさんを選出したのでしょうか。民主国家では政権担当者を選出するのは、最終的には国民です。日本国民も米国国民も、どのようなハカリではかって、2人を選出したのでしょうか。

石破さんは、「集団的自衛権の行使であれば、自衛隊は外国へ行って戦争ができる」と主張し、トランプさんは、「アメリカ・ファースト」であり、「アメリカの利益を優先させなければならない」と主張しています。私のハカリではこのような考えの人はどちらも選べません。

「戦争絶対反対」を信念としている身としては、石破さんのそのような考え方には賛同できません。「自分の幸福と他人の幸福を実現する」ことを『生き方のハカリ』としている身としては、トランプさんのこのような考え方には賛同できません。日本は戦争はしないのです。アメリカの利益を優先させるという考え方は、一人ひとりの人間の幸福、つまり全人類の幸福を願う自分の生き方のハカリに反しています。私は、どこかの国のどの立場の人だけが幸せになればそれでよいなどとは考えてはいません。誰もが幸せになってほしいのです。人間一人ひとり、つまり全人類の幸せを願っています。

石破さんの「集団的自衛権の行使なら自衛隊は海外に出向いても戦争ができる」という考え方は、石破さんが持っている生き方のハカリが間違っているから出てくるのです。トランプさんの「アメリカ・ファースト」という考え方は、トランプさんが持っている生き方のハカリが間違っているから出てくるのです。このようなハカリでは、人間一人ひとりの幸福は実現できないのです。全人類の幸福は実現できないのです。

石破さんが、「戦争は絶対にしてはならない、させてはならない」というハカリを持っていれば、「集団的自衛権の行使なら、自衛隊は海外に出向いて戦争ができる」などという考えは出てくる筈がありません。トランプ

さんが、「自分だけではなく他人の幸福を考えなければならない」というハカリを持っていれば、「アメリカ・ファースト」などという考え方は出てくる筈はないのです。石破さんやトランプさんの『生き方のハカリ』は間違ったハカリなのです。

石破さんには、「戦争は絶対にしてはならない、させてはならない」というハカリはないのです。トランプさんには、「アメリカ人だけではなく、全人類が幸せでなければならない」というハカリはないのです。

いま日本では石破政権が誕生し、アメリカでは間もなくトランプ政権が誕生しようとしています。が、「戦争は絶対しない、させない」という生き方のハカリと「全ての人の幸福を目指さなければならない」という生き方のハカリを持たない石破政権にもトランプ政権にも、大きな不安を抱えています。石破政権を道から外れないように監督するのは、主権者である日本国民であり、トランプ政権がアメリカの利益だけを優先させ人類の幸せを考えないような行動に走らないように監督するのは、主権者である米国国民です。のみならず、全世界の一人ひとりの人間なのです。一人ひとりの人が正しい『生き方のハカリ』を持って、はかって行動しなければならぬのです。

日本国民にも米国国民にも正しい生き方のハカリを持ってもらい、石破政権とトランプ政権が間違った道に迷い込むことのないようにそのハカリではかって監督してほしいのです。日本国民も米国国民も正しい生き方のハカリを持ち、そのハカリを使って、石破政権とトランプ政権の言動をはかり、主権者として石破政権とトランプ政権に進む方向を指示することは日本国民としても、米国国民としてもやらなければならないことなのです。

そのためには、日本国民も米国国民も、正しい生き方のハカリを持たなければなりません。人間はどう生きるべきかということをはかるハカリを持たなければならないのです。80年を超えて人生を体験させてもらい、人間はどのように生きた方がよいと思う生き方のハカリを持たたような

気がします。その『生き方のハカリ』について語りたいのです。

ウクライナ戦争やイスラエル戦争の長期化、拡大化、深刻化とそれに対する世界の指導者を自認する政治家の言動に接するたびに、この人達には生き方のハカリがないのではないかという思いがすることがあります。「どうしたら金を儲けられるか」というハカリと「どうしたら権力を握れるか」というハカリしかないように見えるのです。

このような時に、『一度きりの人生を、誰もが幸福に送れるようにするためにはどうしたらよいか』をはかる『生き方のハカリ』を見つけ出したいという思いに至ったのです。

『生き方のハカリ』と題して、80年を超える人生経験に基づき、この世を生きていくためのハカリについて、思いつくまま述べてみます。このようなハカリを持って、そのハカリを使い、このように生きるべきだと思うことを述べてみます。

一度きりの人生です。自分も幸せに、まわりの人も幸せになってほしいのです。そのためには、一人ひとりが生き方のハカリを持ち、そのハカリを使って間違った道に進むことのないようにしてほしいのです。

間違ったハカリを持つ政治家や指導者の正義論や政策論に盲信、つまりよく考えずに信じ込み「戦争も止むを得ない」とか「法廷闘争も仕方がない」などという判断をしないために、『生き方のハカリ』を持ち、そのハカリではかり直してほしいのです。そういう思いで、いま『生き方のハカリ』について語るのです。

令和6(2024)年11月23日

いなべん ちだみのる
田舎弁護士 千田 實

— * — * — * — * — * — * — * — * — * — * — * — * — * — * — * — *

新刊書『法定相続と贈与契約』の謹呈と御案内

『円満相続をしてあげたいのです』シリーズの1冊として、『法定相続と贈与契約』という駄弁本が発刊できました。この事務所便りといっしょに謹呈させて戴きます。短い本にしたかったのですが、88頁と思った以上に長くなってしまいました。

超御多忙の皆様には全部読んでもらうことは難しいと思いますので、「まえがきー法律と気持ちー」の部分だけを転載しますので、ここだけでも目を通して戴ければ幸甚です。

まえがき

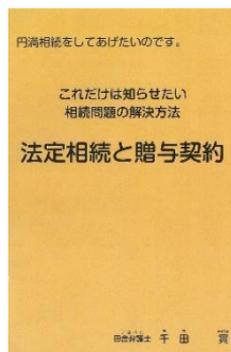
ー法律と気持ちー

『人生は、いまの一瞬を、まわりの人といっしょに、楽しみ尽くすのみです』という『田舎弁護士の哲学』（2018年11月3日発行）という駄弁本を書いてから、約6年となりました。年々、この考え方は、より強くなっています。

戦争は、この哲学に最も反するものであり、「戦争絶対反対」は、あらゆる機会をとらえて言い続けなければならないという思いは強くなるばかりです。ですが、いつも世界中のどこかで、戦争は続いています。国と国とが武力を使って殺し合う戦争を国家が行っている現実を見ていると、一面では、国家とか法律とかに疑問を感じてしまいます。国家や法律の存在を否定したくなることさえあるのです。

『田舎弁護士の哲学』を身近で実践したいとの思いで、『円満相続をしてあげたいのです』という駄弁本シリーズを発行しています。最も身近な親族が血で血を洗うような相続問題を巡る法廷闘争を止めさせたいのです。

『田舎弁護士の哲学』を実現するためには、マクロ（巨視的、国家的）な世界では戦争をさせないということが一番大事なことですが、ミクロ（微視的、個別的）な身近な世界では、相続争いをさせないことが大事であると確信しています。「戦争」と「相続争い」をさせないために役立つ考えを発信し



続けることは、『田舎弁護士の哲学』の実践だと確信しています。哲学は実際に行わなければ意味がありません。

戦争は、国がやることではありますが、国の主権者は国民です。国民一人ひとりの「戦争反対」の声の大きさとその量の多さが、戦争をさせないためには絶対不可欠なのです。いつの間にやら、国民が戦争を後押しするようになっていたなどということにならないようにしたいものです。

国民一人ひとりが政治家や官僚などに任せきりにしないで、自分の考えで、自分の行動で戦争の方向に国家が進むことのないように、いつでも注意していなければならないのです。政治家や官僚に戦争に向かうような動きがあったら、すぐに阻止しなければなりません。そのために、国民一人ひとりが自分のできることを実際にやらなければならないのです。「あまだれ石を穿つ」の一滴のあまだれとならなければならないのです。

相続問題で法廷闘争をして親子兄弟関係が断絶するなどということのないようにするためには、相続問題を国家や法律によって解決してもらうなどという考え方はやめて、自分の考えで親子兄弟間の気持ちを歩み寄らせて解決しなければならないのです。

そのようにさせてあげることが、『田舎弁護士の哲学』の実践なのです。そのような考えに基づき、『円満相続をしてあげたいのです』というキャッチコピー（うたい文句）を掲げて、円満相続をしてあげてを今、最もやりたい仕事としてやっています。それが 55 年間弁護士をやらせてもらい、やっと辿り着いた今の自分の天職なのです。

この『法定相続と贈与契約』という駄弁本では、法定相続とは、どういうものなのかを見直して、「相続問題は、法律の規定に従っていればよいのか」という問題を考えてみたいのです。相続問題に関する法律の規定が相続争いの火種となっていないか、円満相続をしてあげるためには、法律の規定に従うよりもっといい方法があるのではないかとということ、その具体的方法はどのような方法かなどということを考えてみたいのです。

そもそも自分の生き方は自分で決めるべきで、国によって決められるものではありません。自分の財産の行方も自分の考え方で決めるべき問題です。国や法律によって決められる問題ではないと確信するに至りました。

そのような思いが確立しますと、相続問題を法律に従って決めることに

疑問が生まれてきました。自問自答を繰り返して、自分の財産の行方は、自分の気持ちで決めるべきであり、法律によって決める法定相続によるべきではなく、自分の財産は、やる自分の気持ちと、もらう人の気持ちの一致によって決める贈与契約によるべきだという考え方に辿り着きます。

国は、民法に一編を設けて相続に関する規定を置いています。そのため国民には、「相続問題は、法律に従わなければならない」という考え方が根強くあります。相続に関する法律の規定には従わなければならないという考えも生まれています。しかし、この考え方は誤解です。自分の財産の行方は、自分で決められるのです。法律の規定に従って決めなければならないという考えは法的にも明らかな間違いです。

自分の財産の行方は自分で自由に決められるのです。それが憲法以下全法律の原則です。まずそのことを知ってもらいたいのです。このことは、自分の生き方を決めるのは自分であり、国や法律ではないことと同じことです。自分の生き方を決めることと自分の財産の行方を決めることは、その本質は同じなのです。どちらも自分の気持ちで決めるべきなのです。国や法律によって決めてもらうことではないのです。

このところは、国家と国民の関係を考える上で、根本的なことですから、しっかりと捉えてほしいのです。自分の人生は、自分で決めるもので、国家によって決めてもらうものではないのです。国が戦争に行くように命じたから、戦場に行って人殺しをして、自分も戦争で殺され自分の人生を終えるなどという生き方は、絶対にしたくないのです。させたくもないのです。自分の生き方は自分で決めなければなりません。天皇のためにも、神のためにも、自分の命を犠牲にしてはならないのです。

そのように生き方を捉えると、自分の財産の行方は自分の気持ちで決めるものであるという考え方にになります。そういう考えになりますと、次はそのような考え方に基^{もと}づいて、自分の財産の行方を自分で決めるにはどうしたらよいかという問題を考えなければならなくなります。難しい話をしているようですがそうではありません。自分の財産の行方を自分で決めることは簡単なことです。やれば誰だってできるのです。

そのやり方は、簡単です。自分の財産の行方は、自分の人生を豊^{ゆた}かで楽しいものとするために使い、自分の大事な人の人生を豊かで楽しいものとするために使えばいいのです。そのように心に決めたら、その通りにやればいいだけです。それ以上もそれ以下も考える必要はありません。ただそのよ

うにすればいいだけです。だから簡単です。ただそうすればいいのです。真理は簡明なのです。

「戦争絶対反対」、「憲法 9 条死守」を掲げる身としては、自分の財産は国の軍事力増強のためなどには、絶対に使われたくないのです。人を殺す道具などに自分の財産は使われたくないのです。自分の財産は、人間の幸福のために使いたいのです。まず自分の幸福のために使い、大事な人の幸福のために使い、国民や人類の幸せのために使いたいのです。人殺しのためには絶対に使いたくないのです。戦争は誰も幸せにはしないのです。

自分のためにどう使うべきかは、この本では詳しくは述べません。自分の人生が豊かで楽しいものとなるように使えばそれでよいのです。自分の財産を他人のために使うときのやり方は、自分で決めないと国の決めた民法の規定に従うことになります。つまり、国や法律は自分で決めない場合には法定相続というやり方になると定めています。この場合は、国の都合のよいように使われることは、当然です。兵力増強には使われたくはありません。

法定相続は、自分が決めなかった場合です。法定相続の前に、自分の気持ちで決める贈与契約というやり方があります。贈与契約をしてしまえば、法定相続の規定は出る幕はなくなるのです。ここのところを知ってほしいのです。法定相続の規定は、自分の気持ちで決める贈与契約をしていない場合に適用されるものなのです。

この本は、国の決めた法定相続によらないで自分の気持ちで決める贈与契約によるべきであるということを主張したいのです。自分の財産の行方は、法定相続という国の定めたやり方に従う前に、自分と相手の気持ちの合意で決める贈与契約をなすことによって決めるべきであるということを知らせたいのです。それを勧めたいのです。

自分の財産は、国家が定めた法律の規定に従う前に、やる人ともう人の気持ちの一致で決める贈与契約によるべきであるということを知ってほしいのです。相続問題は、法定相続の前に贈与契約で決められるのであり、そうすべきです。やることをやらないでしまい、法定相続で自分の財産の行方を決められるなどということは、すべきではないのです。

贈与契約のやり方は、やる人ともう人の合意で決めればいいのです。やる人が「やります」と申入れ、もらう人が「もらいます」という合意に達すれば、それだけでいいのです。もらう人が「ください」と申入れ、やる人が「あげ

ます」という合意が成立すればそれだけでいいのです。それをしてあげば、法定相続などはしなくていいのです。

自分の財産の行方は、自分の考えで決められるのです。国家も法律も関係がないのです。「やります」、「もらいます」、「ください」、「あげます」だけで、全てが済むのです。相続法が規定している法定相続人も法定相続分も関係がないのです。やる人ともらう人との気持ちの一致があれば、それだけでいいのです。法定相続人でない人にやってもいいし、法定相続分に従って分ける必要もないのです。

やる人ともらう人の気持ちの一致だけで成立するのが贈与契約です。この駄弁本は、相続問題は、法律より気持ちで決めなければならないということを知らせたいのです。国が決めた法定相続より、一人ひとりの国民の気持ちで決めた贈与契約の方が自分の財産の行方の決め方としては、断然いいのです。その方が法定相続に優先するのです。贈与契約は、法定相続に優先するのです。

ですが、そのことを知らない人が多いのです。そのことは意外に世の中では知られていないのです。『円満相続をしてあげたいのです』という弁護士としては、法定相続よりも贈与契約が優先するものであることをまず知らせたいのです。相続問題は、法律に従って法定相続をしなければならないという考え方は誤りであることを知らせたいのです。

相続問題は、国や法律で決めるべき問題ではなく、財産をやる人ともらう人の気持ちの一致によって決めるべきことであることを強調したいのです。遺産問題の解決は、法定相続ではなく遺産にかかわる人の気持ちの歩み寄りで贈与契約をなし、それでも遺産が残っていたら財産を分けてもらえる立場にある人皆の気持ちを一致させ、遺産分割協議書を作って、円満相続をしてあげたいのです。ここでも法律より皆の気持ちが優先することを強調したいのです。そのことを一人ひとりの国民に知ってほしいのです。

令和6年(2024)年9月16日
田舎弁護士 千田 實

研修会の御案内

コロナ問題も一応落ち着き、人が集まることも、まわりに気を遣わず出来る状況となりました。そろそろ研修会を再開してもよいような時期が来たと思います。

「研修」とは、「その方面に必要な知識・技能を確実に身に付けるための特別な勉強や実習をすること」ですが、一人でやるよりも仲間が集ってやる会を立ち上げてやった方が楽しくやれることは間違いありません。そこで、研修会を立ち上げることにしました。

令和7年は、2、4、6、8、10、12月の6回、毎回土曜日の午前10時から12時までの2時間、一関文化センター小ホールで開催することにしました。会場は確保しました。

会員制にして、会員となった方にだけ参加して戴くというやり方にしたと思っています。いつものメンバーでいろいろな議論をしていきたいのです。勉強会ではありますが、交歓会にもしたいのです。会いたいと思っていながらも、ふだんなかなか集まれませんので、意識的に集まる機会をつくって、打ち解けた雰囲気の中で情報や近況を知らせ合ったりしながら勉強をしてみたいのです。

交歓会なら、飲み会でもよいような気もしますが、誰にでもいくつになっても向上心はあります。勉強したいという気持ちがあります。飲み会は、別の機会にすることにして、この向上心を満たすための交歓会を、気が合った会員だけで2か月に1回位のペースで開催したいという思いが湧いています。

高齢者となってやるのがなくなって、ひまを潰すためにどうするか、などと思っている方がいましたら是非会員となって下さい。「暇」とは、「仕事と仕事のあいだの、ゆとりのある自由な時間」です。そのゆとりのある時間を、飲んで楽しむのもよいのですが、よりよい方向に進んでやろうと勉強することもいいのではないのでしょうか。「いくつになっても勉強をする」、それこそ、真に楽しい生き方ではないのでしょうか。